

## 吉岡温泉だより

# 6月の風呂の日 26日(金)

### 4月風呂の日の当選者

松浦松村透留さん  
 館崎西田彩桜さん  
 宮歌小川秋子さん  
 白符柳谷武弘さん  
 白符加藤雅行さん  
 福島福土キミ子さん  
 福島村田淳一さん  
 月崎古田務さん  
 塩釜宮崎洋子さん  
 松前町畑内恵さん

おめでとうございます！



温泉で心も体もリフレッシュ！  
 風呂の日は、ちょっと得した気分！  
 家族みんなで、温泉へ出かけましょう！

- サービスカードのスタンプを1個サービス！
- 抽選により回数券(6枚)を10組にプレゼント！

## ふるさと応援基金

令和2年5月21日現在までの寄付金が、下記のとおりとなりました。ありがとうございました。

期間	件数	寄付金
平成18年4月～ 令和2年3月	1,508件	36,045,982円
令和2年4月～ 令和2年5月	248件	3,510,000円
小計 ①	1,756件	39,555,982円
使ったお金 ②	9件	2,211,000円
①-②		37,344,982円

福島町ふるさと応援基金事業を募集しています！  
 詳しい内容は、町ホームページで！

お問い合わせ先 企画課 企画係 ☎47-3007

## 「米トレーサビリティ法」をご存知ですか？

食事故や産地偽装など、米穀に問題が発生した際に、速やかに流通ルート特定し、販売中止や回収等を行うため、米穀や米飯・米加工食品等を販売・提供する事業者は、平成22年10月から、米穀取扱事業者間の取引記録の作成・保存が義務付けられています。

平成23年7月からは、消費者が商品選択の際の参考とするため、産地情報の伝達も義務付けられています。生産者・流通業・米加工品製造業・小売販売業・外食業等、米・米加工品に携わる全ての事業者がこの法律の対象として該当し、義務違反に対しては罰則規定が適用されます。

### ■義務事項

#### 1 取引記録の作成・保存の義務

米穀商品を出荷・販売する際に、①品名、②産地、③数量、④取引年月日、⑤取引先名、⑥搬出入した場所を記録した帳簿か伝票類を原則3年間保存することが義務付けられています。

#### 2 産地情報伝達の義務

米穀商品の生産・販売事業者は、伝票類(納品書、請求書、領収証等)に産地情報を含む取引記録、もしくは米袋か商品で米穀の産地情報を伝達することが義務付けられています。

外食店・仕出し・弁当・宅配・出前等で米飯類を提供する事業者は、店舗において「〇〇産米使用」の産地伝達を貼り紙、メニューでお客様(消費者)に伝達することが可能です。宅配・出前等の場合では、伝票類やチラシ、はし袋等で産地を伝達する方法もあります。

詳細は、農林水産省ホームページの「米トレーサビリティ法」をご覧ください。

### ■お問い合わせ先

北海道農政事務所消費・安全部米穀流通・食品表示監視課 (☎011-330-8814)



農林水産省のホームページでは、米トレーサビリティ法について詳しい情報を掲載しています。

クリック → **米トレサ**

【参考例】注：住所は産地とならないのでご注意ください！

お客様No. 000777 ③搬入場所 <例> 納品書 ④年月日  
 〒〒〒〒〒〒〒〒 北海道札幌市●●区1条1丁目1-1 売上  
 株式会社 米レストラン駅前店 様 ②数量 納品書: 平成26年4月20日  
 下記のとおり納品いたします。

NO	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額	⑤取引先名
1	XY200023	北海道産 なつばし(Skg)	10	1,500	15,000	

備考 ②産地 ①品名 農林米穀株式会社 札幌支店  
 北海道札幌市●●区2条2丁目2  
 TEL011-234-7890 FAX011-234-8801

納品書や領収書などを受領して、これを原則3年間保存すれば取引記録を作成したことになります。